

TOPICS 01

令和7年国勢調査が行われます

令和7年9月から、「国勢調査」が行われます。国勢調査は、令和7年10月1日現在で日本に住むすべての人と世帯を対象とする最も重要な統計調査であり、5年に一度実施されています。調査により、人口、世帯数、年齢別の人口構造が明らかとなり、国や地方公共団体の行政施策のほか様々な場面で調査結果が活用されています。

市内の全世帯が対象となり、9月20日から調査員がお伺いします。スマートフォン、パソコンによるインターネット回答も可能です。インターネットにより回答をいただいた世帯については、紙の調査票での回答が不要となりますのでぜひご活用ください。



調査の趣旨をご理解のうえ、回答へのご協力をよろしくお願いいたします。
国勢調査の詳細については、「国勢調査2025キャンペーンサイト」をご確認ください。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>



【問合せ】 政策推進課 政策推進係 ☎55-5737（本庁舎3階21番窓口）

TOPICS 02

秋の狂犬病予防注射のお知らせ

生後91日以上飼育された犬は、狂犬病予防法に基づき居住する市町村に生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

実施場所や日程は、登録犬の飼い主の方に9月中にお送りしたはがきにてお知らせしていますのでご確認ください。



料 金

予防注射のみの場合 1頭 3,600円

（内訳：注射料金3,050円 + 注射済票交付手数料550円）

- ・未登録の場合は登録料1頭3,000円が別途必要となります。（合計6,600円）
- ・動物病院で予防注射をした場合は市民課（本庁舎2階4番窓口）で注射済票交付申請をする必要があります。申請の際は注射済証と交付手数料550円が必要となります。

持ち物／注意事項

秋の狂犬病予防注射

実施のお知らせ（郵便はがき） + 左記料金

- ・未登録犬の場合は、はがきが送付されませんのでそのままお越しください。
- ・犬を飼う際は、市への登録が必要です。必ず届け出するようにお願いします。
- ・飼い犬が死亡されている場合は、電話などでお知らせください。

実施場所や日程は市ホームページから確認できます。



【問合せ】 市民課 生活環境係 ☎55-5892
（本庁舎2階4番窓口）

平川市LINE
公式アカウント
はしまってます！

友だち追加方法

- 1 LINEアプリを開く
- 2 画面左下の「ホーム」を押します
- 3 画面右上の「+」を押します
- 4 QRコードを押します
- 5 QRコードをカメラで読み取り、リンク先を開いて「追加」を押します

友だち追加
してね！



- 防災
- イベント
- 証明書の申請
- ごみの分別方法
- 学校給食の献立確認
- 集団検診申込み
- 熊情報の確認
- 戸籍関係証明書申請など

TOPICS 03

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

●医療機関は適正に受診しましょう

過度な受診や薬の服用は、医療費が高額になったり、身体への負担がかかることにも繋がります。日ごろから自分の体調に目を向けて予防をしたり、次のポイントを押さえて医療機関を受診することなどを心がけましょう。

1 重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することにより初診料や検査料がかかり、医療費が高額になります。また、何度も検査や処置、投薬などを行うことで、体に負担がかかることがあります。

4 かかりつけ薬局をもちましょう

かかりつけ薬局をもつと、薬歴（薬の服用記録）管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

2 多剤服用（ポリファーマシー）に気をつけましょう

単に服用する薬の数が多いことではなく、多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態をいいます。処方される薬が6種類以上になると、副作用などを起こしやすくなるといわれています。

薬を飲んでいて、めまいやふらつき、食欲低下や物忘れなどの症状がある場合は、勝手に薬をやめたり減らしたりせず、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。



5 お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳を作って記録しておけば、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。また、複数のお薬手帳は1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

6 上手にセルフメディケーションしましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。日ごろから自分の健康状態と生活習慣をチェックし、ちょっとした体調不良の際に、OTC医薬品（薬局などで市販されている薬）を上手に使って自分自身で健康の維持や病気の予防・治療にあたりましょう。

OTC医薬品の購入費用はセルフメディケーション税制による所得控除の対象となる場合があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

3 かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医をもつと、体質や持病を理解したうえで助言してくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

●「第三者行為」で負傷した場合はまず連絡を！

平川市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、交通事故や暴力など第三者（自分以外の人）の行為で負傷したり病気になる場合でも、資格確認書等を使って治療を受けることができます。

しかし、その治療費は本来加害者が負担するべきものですので、一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。届出が必要となりますので、第三者の行為で負傷して、資格確認書等を使って治療を受ける場合は、必ず税務課国保係まで速やかにご連絡ください。

「第三者行為」に該当する事例

- ・交通事故（バイクや自転車によるものも含む）
- ・不当な暴力や傷害行為によるケガ
- ・購入食品や飲食店などでの食中毒
- ・他人のペットなどによるケガ
- ・他者所有の建物での設備の欠陥などによる事故
- ・スキーやスノーボードなどの接触事故 など



※医師の診察を受ける際は、第三者行為によるケガなどであることを伝えてください。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると資格確認書等が使えない場合があります。示談を結ぶ前にご連絡ください。

※自損事故や業務中の事故の場合もご連絡ください。